



教職員の皆様へ ～改めて確認しましょう!～

信頼される教職員であるために、私たち教職員は日頃から様々なことに気を配り、未然の事故防止に心がけなくてはなりません。信頼される教職員であり続けるために、私たち一人一人の心がけが大切です。令和2年3月11日、6月24日に懲戒処分の指針が一部改正され、今まで以上に不祥事に対する意識を高める必要があります。

以下の項目を再確認し、不祥事根絶に向け、全職員で取り組みましょう!

- 重要な個人情報を管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出した場合は戒告処分となることを知っていますか?
- 一時的であっても、個人情報の含まれたデータを車内等に放置するなどしていませんか?
- 児童生徒に対して、メールやSNS等を利用して、管理職の許可なく私的なやり取りを行った職員は戒告処分となることを知っていますか?
- 児童生徒を教職員の運転する自家用車等に管理職の許可なく同乗させると戒告処分になることを知っていますか?
- 児童生徒への指導を行う場合は密室をさけ、できる限り複数で対応していますか?
- 現金を机の引き出しの中など、決められた保管場所以外に保管していませんか?
- 集金したお金を、後で返すつもりでも、一時的に借りることは禁止されていることを知っていますか?
- 体罰は違法行為であることを知っていますか?
- パワーハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告となることを知っていますか?
- 自動車の運転は、法定速度を遵守していますか?
- 飲酒量の多少に関わらず、飲酒をしたら、絶対に自動車、バイク、自転車の運転をしてはいけないことを理解していますか?
- 校舎内で、死角となる場所は、複数の目で確認していますか?
- 通帳と諸帳簿の残高の照合は定期的に複数名で確認していますか?

以上、留意すべき事柄はこの他にも様々ありますが、無限の可能性を秘めた子供たちの笑顔を守るために、教育公務員としての誇りと情熱、そして崇高な使命感をもって、日々の教育活動を進めていきましょう。

転じて、前の立場に戻れない

**POINT OF
NO RETURN**

そこを越えると、いかなる努力や対策をしても元の場所に戻れない状況。
元は航空用語であり、出発点に戻る燃料が無くなる地点を指す。
引き返し不能点。帰還不能点。 引用：デジタル大辞泉（小学館）

危機管理の「さしすせそ」!

事故・事件発生 →

迅速・的確な対応

- 正確な情報収集
- 的確な指示
- 再発防止



- ㊦ 最悪を想定して ㊧ 慎重に ㊨ 素早く ㊩ 誠意をもって ㊪ 組織で

★まずは電話連絡を・・・その後の事故対応に冷静に望むために

学校→各教委（校長が連絡）⇒各教委→指導室（児童生徒の事故全般）

→管理課（教職員の事故全般、学校施設の事故全般）

【内容連絡】①事故の種別 ②発生日時 ③発生場所 ④当事者 ⑤事故の程度

※口頭で報告するとともに、早急に「事故発生時の第一報」として文書での報告をお願いします。

★次に、指示があれば事故報告書の作成を・・・情報公開に耐えうる文書作り

学校→各教委（所定の様式で校長が報告）⇒各教委→事務所（報告書の写しで報告）

◎管理職が危機管理について意識し、自ら率先して事故対応に動くようにお願いします。

（事務所、各教委、管轄する警察、病院、事故相手、当事者等との連絡・調整）

◎初期対応能力等を向上させるための研修実施についてもお願いします。

◎事後指導の徹底をお願いします。



「ちばサイクルール」を守りましょう!

千葉県では、「千葉県自転車条例」の施行を契機として、自転車の安全利用ルールを10項目にまとめました。児童生徒の皆さんはもちろん、教職員の皆様も自転車に乗る際は、ルールを守り、安全利用を心がけましょう。

あなたとみんなの命を守る
ちばサイクルール
千葉県自転車安全利用ルール

自転車に乗る前のルール

- 1 自転車保険に入ろう**
万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 2 点検整備をしよう**
タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備をしましょう。
- 3 反射器材を付けよう**
車体の前後だけでなく、側面にも反射器材を取り付けて、道路横断時に車から発見しやすくしましょう。
- 4 ヘルメットをかぶろう**
自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 5 飲酒運転はやめよう**
お酒を飲んだら絶対に運転しないでください。

自転車に乗るときのルール

- 1 車道の左側を走ろう**
自転車は車の仲間です。車道通行が原則です。車道を通るときは道路の左側に寄って通行しましょう。
- 2 歩いている人を優先しよう**
例外的に歩道を通るときには、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- 3 ながら運転はやめよう**
傘差し、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの「ながら運転」はやめましょう。
- 4 交差点では安全確認しよう**
交差点では、信号や標識に従うだけでなく、後方や一時停止するなど、安全を確認して通行しましょう。
- 5 夕方からライトをつけよう**
夕暮れ時は事故が起きやすいことから、暗くなる前に早めにライトを点灯しましょう。

※このルールは、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに、「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて制定しました。

①自転車保険に入ろう

千葉県では条例改正により令和4年7月1日から**自転車保険の加入が義務化**されました。

自転車は誰もが事故の加害者となる可能性があります。過去には1億円近い賠償金を請求された事例もあります。

万が一の事故に備えて、必ず自転車保険に加入しましょう。



④ヘルメットをかぶろう

※道路交通法でヘルメットの着用が努力義務となりました。（令和5年4月1日から）

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた場合の約2.2倍高くなっています。

（出典：警察庁 HP H29～R3年合計）

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。自転車に乗るときは必ずヘルメットをかぶりましょう。



詳しくは県HPを御覧ください!